

入札公告

次のとおり一般競争入札（総合評価落札方式）に付しますので、独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号）（以下「細則」という。）に基づいて公告します。

2020 年 1 月 17 日

独立行政法人国際協力機構
横浜センター
契約担当役 所長 熊谷 晃子

1. 調達内容

- (1) 件名：2020～2022 年度日系社会研修員受入事業導入・実施支援業務
（一般競争入札（総合評価落札方式））
- (2) 仕様・数量：入札説明書による。
- (3) 業務履行期間（予定）：2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで
（複数年度契約）
- (4) 納入場所：入札説明書による。

2. 入札方法

落札者の決定方法：

総合評価落札方式。当機構から下記 3. の確認を受け、技術提案書及び入札書を提出・持参した入札者であって、当該入札者の入札価格が独立行政法人国際協力機構会計規程第 25 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者の技術等の各評価項目の得点の合計に入札価格の得点を加えて得た数値が最も高い者で有効な入札を行った者を落札者とします。（詳細は入札説明書による。）

3. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

- ア. 応札者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。

② 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札に参加できません。

③ 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

4. 入札説明書

入札説明書は以下のサイトに掲載します。

本公告の「入札説明書等（PDF）」欄に掲載されているファイルをダウンロード

ドしてご参照ください。

国際協力機構ホームページ（ <http://www.jica.go.jp> ）

- 「調達情報」
- 「公告・公示情報／選定結果」
- 「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における公告・公示情報」
- 「契約情報一覧（研修委託契約、工事、物品購入、役務等）」
- 「公告・公示情報（2019 年度）」
- 「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における公告・公示情報－工事、物品購入、役務等－」
- 「JICA 横浜」

<https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2019.html#yokohama>

※なお、契約担当部署は以下のとおりです。

横浜センター 市民参加協力課

【電話】 045-663-3221

【ファクシミリ】 045-663-3265

【メールアドレス】 jicayic-nikkei@jica.go.jp

4-2. 業務内容説明会の開催

- (1) 日時：2020 年 1 月 22 日（水）午後 2 時 00 分
- (2) 場所：独立行政法人国際協力機構 横浜センター 4 階 セミナールーム 10
神奈川県横浜市中区新港 2-3-1
- (3) その他：参加希望者は、
 - ・ 2020 年 1 月 21 日（火）正午までに電子メールに添付の任意の書式にて、社名、参加希望者の氏名を連絡願います。
（電子メールアドレス：jicayic-nikkei@jica.go.jp）
 - ・ メールタイトル：「業務内容説明会出席希望：2020～2022 年度日系社会研修導入・実施支援業務」（社名）
 - ・ 開催場所のスペースに限りがありますので、当日の急な参加はご遠慮願います。また、一社当たり 2 名を上限とします。
 - ・ 当日説明会場では本件入札説明書の交付はいたしませんので、必ず事前に入手の上、持参してください。
 - ・ 業務内容説明会への出席は競争参加資格の要件とはしません。説明会に出席していない者（社）も競争への参加は可能です。

5. 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時：2020年3月4日（水）午後2時00分

(2) 場所：独立行政法人国際協力機構 横浜センター 4階 セミナールーム

10

(3) 入札会会場の開場時刻：開場は、入札会開始時刻の5分前となります。

1階受付前にて待機いただき、同時刻になりましたら入室してください。

6. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金：免除。

(3) 関連規定については、ホームページの「独立行政法人国際協力機構法令・規程集」（URL：<http://association.joureikun.jp/jica/>）にて閲覧可能。

(4) 特別な事情が発生した場合、仕様、履行期間等の調達条件や入札日等を変更して実施する場合があります。また、事情によっては入札執行（入札会）自体を取りやめることもあります。

(5) その他、詳細は入札説明書によります。

以 上